

茨木市総合保健福祉計画(第3次)
— 分野別計画 —



いのち支える
自殺対策計画(第2次)



概要版

令和6年(2024年)3月
茨木市

茨木市総合保健福祉計画(第3次)の概要

■ 計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、市民福祉の向上を、より効率的・効果的に図ることを目的として、平成24年(2012年)3月に策定したものです。平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの第1次、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの第2次、それぞれ6年間を計画期間として、これまで各施策を推進してきました。

前計画の策定以降、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したほか、8050問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※など、複雑化・複合化した課題が増加しています。加えて、社会環境の変化による地域とのつながりの希薄化や孤立化・孤独化も更に進んでいます。

前計画では、こういった課題にも対応できる包括的な支援体制を実現するため、「地区保健福祉センター※」の整備を進めたほか、分野別計画すべてにおいて、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施し、総合的・包括的に保健福祉施策を推進してきました。

国においては、地域共生社会※の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、令和2年(2020年)に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業※」の考え方を示し、その趣旨を踏まえた体制の構築を求めています。

茨木市総合保健福祉計画(第3次)では、これらの考え方を踏まえるとともに、包括的な支援体制を推進するという前計画の取組を継承し、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」をめざすものです。

■ 計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
総合保健福祉計画	(第2次)	(第3次)					
地域福祉計画	(第3次)	(第4次)					
高齢者保健福祉計画	(第8・9次)	(第10次)		(第11次)			
介護保険事業計画	(第7・8期)	(第9期)		(第10期)			
障害者計画	(第4次)	(第5次)					
障害福祉計画	(第5・6期)	(第7期)		(第8期)			
障害児福祉計画	(第1・2期)	(第3期)		(第4期)			
いのち支える自殺対策計画	(第1次)*	(第2次)					
健康いばらき21・食育推進計画	(第3次)	(第4次)					

*計画期間は、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)まで

※8050問題:

ひきこもりの長期化、高齢化に伴い「80歳の親と50歳のこどもの組み合わせによる困窮、孤立」に例示される、高齢の親と同居する無職やひきこもりのこどもが抱える生活問題。

※ダブルケア:

介護と育児に同時に直面する世帯。

※ヤングケアラー:

本来大人が担うと想定されているような家事や、障害や病気のある家族、幼いきょうだいのケアなどを日常的に行っているこどものこと。

※地区保健福祉センター:

属性や世代を問わない包括的な相談支援体制と、保健と福祉の連携を強化する体制を構築し、健康寿命の延伸、健康格差の解消、支援を必要とする方の早期発見・早期対応をめざし、市内の圏域ごとに整備している拠点。

※地域共生社会:

こども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

※重層的支援体制整備事業:

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

計画の位置付け

総合保健福祉計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画*」を上位計画として、法令等に基づく「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「いのち支える自殺対策計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の5分野の計画を包含した保健福祉の分野における総合的な計画です。

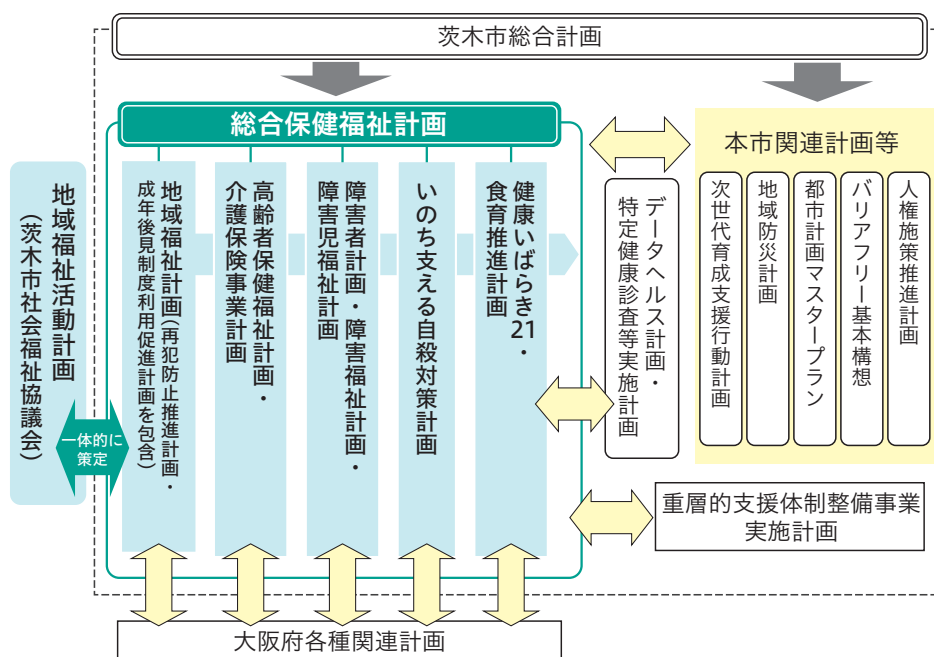
社会福祉法により、地域福祉計画の位置付けとして規定されている横断的な体制整備については、総合保健福祉計画部分に含めるものとします。新たに位置付けられた「重層的支援体制整備事業」については、その具体的な実施方法について、別途「重層的支援体制整備事業実施計画」を定め、適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。

「地域福祉計画」については、「再犯防止推進計画」「成年後見制度*利用促進計画」を包含するものとし、また、より効率的・効果的な地域福祉の推進体制の整備のため、茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定しています。

「健康いばらき21・食育推進計画」については、「国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画*)・特定健康診査等実施計画*」との整合性を図り策定しています。

大阪府の各種関連計画をはじめ、本市の「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。

■各計画の位置付け・関連性



*「茨木市総合計画」は、令和6年度(2024年度)までを第5次、令和7年度(2025年度)からの10年間を第6次とする予定であり、本計画と開始時期が異なります。次期総合計画は本計画の内容を踏まえて策定いたしますが、令和8年度(2026年度)に本計画の中間見直しを行う際に、改めて総合計画との整合性について確認するものとします。

※成年後見制度：

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上保護(介護施設への入退所等)についての契約や遺産分配などの法律行為を保護し、支援する制度。家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

※データヘルス計画：

被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的に、各保険者が策定するレセプト・健診情報等を活用した保健事業の実施計画。

※特定健康診査等実施計画：

医療費の適正化、生活習慣病の予防徹底を実現し、生涯にわたって生活の質の維持・向上を図るため、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する計画。

理念・基本目標・施策体系

理念

すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり
 持続可能な包括的支援体制の実現とともに

基本目標

◆各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

お互いにつながり支え合える

◆市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能^{*}な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるように取組や連携を推進します。

基本目標 2

健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制を整備します。

基本目標 3

憩える 参加できる 活躍できる

◆一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。

基本目標 4

一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

基本目標 5

情報を活かして、安全・安心に暮らせる

◆情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

基本目標 6

持続可能な社会保障を推進する

◆社会保障(社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生)について、持続可能性に配慮し、公正・適正・円滑な運用を推進します。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

◎見守り体制・つなぎ機能の強化
 ◎地域福祉活動の推進
 ◎民生委員・児童委員^{**}活動の推進
 ◎更生保護の推進
 (再犯防止推進計画)

◎生活困窮者の自立に向けた支援

◎地域で活躍できる人材の育成
 ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進
 ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

◎権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 ◎成年後見制度利用の推進
 ◎担い手の育成・活動の推進
 (成年後見制度利用促進計画)

◎情報提供の充実
 ◎災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実
 ◎地域防犯活動の充実

◎生活保護制度の適正実施
 ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

※持続可能:

「誰一人取り残さない」という包括的な視点や仕組みを有し、将来世代のニーズを損なうことなく現代世代のニーズを満たすことができるような強靱な社会の状態をいう。

※民生委員・児童委員:

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティア。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行う。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務している。

※地域包括支援センター:

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口。

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	いのち支える 自殺対策計画	健康いばらき21・ 食育推進計画
<ul style="list-style-type: none"> ◎地域包括支援センター[*]の運営 ◎生活支援体制整備の推進 ◎認知症施策の推進 ◎在宅療養の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎持続可能な地域共生社会に向けたネットワークの整理・再編、多様な担い手の参画促進 ◎交流を通じての相互理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会的な取組で自殺対策を推進する ◎関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働[*]を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進 ◎一般介護予防事業の推進 ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域での包括的な相談支援体制の構築 ◎医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民のこころの健康づくりを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣の改善 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防
<ul style="list-style-type: none"> ◎地域活動・社会参加の促進 ◎身近な「居場所」の整備 ◎世代間交流の取組 ◎高齢者の「働く場」の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ◎就労でき、働きつづけられる環境の充実、賃金の向上 ◎文化芸術・スポーツ等の活動を通じた社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎自殺対策に関わる人材の育成を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎自然に健康になれる環境づくり ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
<ul style="list-style-type: none"> ◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者差別解消の推進 ◎虐待防止対策等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎こども・若者の自殺対策を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ライフコースアプローチ[*]を踏まえた健康づくり
<ul style="list-style-type: none"> ◎災害・感染症発生時の備え ◎情報公表制度の推進 ◎安心して暮らせる環境の充実 ◎高齢者の居住の安定に係る施策 ◎高齢者が安心して暮らせるためのICT[*]の活用推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報アクセシビリティ[*]・コミュニケーション施策の推進 ◎防災の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域レベルの実践的な取組を推進する ◎市民一人ひとりの気付きと見守りを促す 	<ul style="list-style-type: none"> ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備【再掲】
<ul style="list-style-type: none"> ◎介護保険制度の適正・円滑な運営 ◎介護給付適正化事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者制度の適正運営 ◎持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成 ◎市立障害者施設のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎精神保健医療サービスを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣の改善【再掲】 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防【再掲】 ◎ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり【再掲】

※協働：
地域団体や行政など異なる組織が、共通の目的を達成するため、対等な関係を結び、それぞれの得意分野をいかにしながら、課題の解決に向けて連携・協力すること。

※ライフコースアプローチ：
「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」とは、乳幼児期、青年期、壮年期等といった各ライフステージのみに着目した健康づくりに取り組むのではなく、人は切れ目なく生きていることから、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的にとらえ、どのような軌跡をたどってきたのかという観点から、将来の疾病発症やリスクの予防を図るという考え方のこと。

※ICT: Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

※情報アクセシビリティ: 年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■ 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、包括的な支援体制を引き続き推進します。

前計画で整備を進めてきた地区保健福祉センターの機能の充実を図り、地域における協働を推進するとともに、令和2年度(2020年度)の社会福祉法の改正により示された「重層的支援体制整備事業」について、地区保健福祉センターを基盤として各事業を展開し、住民自らが主体的な活動等の場において課題解決できる地域づくりをめざします。

(1) 地域での生活や活動を後押しし、協働を推進(地区保健福祉センター)

地区保健福祉センターは、身近な場所で、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決等に向けて支援します。

所長、保健師、生活支援コーディネーター※、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)※、障害者相談支援センター※、アウトリーチ※支援員、社会福祉協議会など、多機関・多職種で協働し、「相談支援」「健康づくり・介護予防」「地域づくり」「社会参加」といった地域での生活や活動など、様々な取組をバックアップすることで、地域における協働を推進します。

■ 地区保健福祉センターのイメージ

子ども・子育て世代・働く世代・障害者・高齢者、すべての人が支え合い安心して暮らせる地域へ



※生活支援コーディネーター:

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取組のマッチング)を果たす者。本市では、市域全体を担当する第1層生活支援コーディネーターと、日常生活圏域内を担当する第2層生活支援コーディネーターを配置している。

※コミュニティソーシャルワーカー(CSW):

社会福祉士や介護福祉士など福祉の資格を持ち、地域の要介護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う専門職。

※障害者相談支援センター:

全ての市町村で実施される障害者相談支援事業。障害者やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用調整等、地域での生活における総合的な支援を行う。市町村の責務で行われ、茨木市では、指定特定相談支援事業者に委託して実施している。

※アウトリーチ:

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉の実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

地区保健福祉センターでは、主に以下の3点を重視した取組を行います。

①保健機能(保健と福祉の連携)

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健(検)診*の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組めます。

②専門相談支援機能(専門職による包括的なチーム支援)

地区保健福祉センターは、そのエリアを担当する専門相談支援機関(地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター*、障害者相談支援センター)と連携し、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できるように効率的・効果的で持続可能な体制を確保します。

また、引き続き地域での見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るとともに、自ら支援につながる事が難しい方などに対しては、つながり続けるために生活困窮者自立相談支援機関(くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』)等の専門職がアウトリーチにより、本人との関係性を構築し、課題解決に向けた支援や、伴走型の支援*を行います。

③住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援

住民同士が共に支え合う関係性を育み、地域の中で見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるように、福祉分野の関係機関だけではなく、学校や医療機関、商店、地域の様々な活動や機関と連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

(2)「重層的支援体制整備事業」の実施

制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手の関係を超えて、人と人、人と資源がつながることで地域住民の暮らしや生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現する具体的な手段として「重層的支援体制整備事業」を実施します。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」は、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを柱としています。これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

本市では、前計画から整備を進めてきた地区保健福祉センターを多機関協働による支援に位置付け、既存の介護・障害・こども・生活困窮の相談体制で受け止めた複雑化・複合化したニーズを、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援を活用し、各支援機関や地域住民等と協力・協働して包括的な支援体制が取れるように事業を展開します。また、事業の実施に当たり、健康、農業、教育など福祉分野に限らず、様々な分野と連携した取組を進めます。

具体的な実施方法については、「茨木市重層的支援体制整備事業実施計画」を別途定め、進捗状況に応じて適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。

※健(検)診:

市が実施している特定健康診査や若年健康診査、がん検診などのこと。

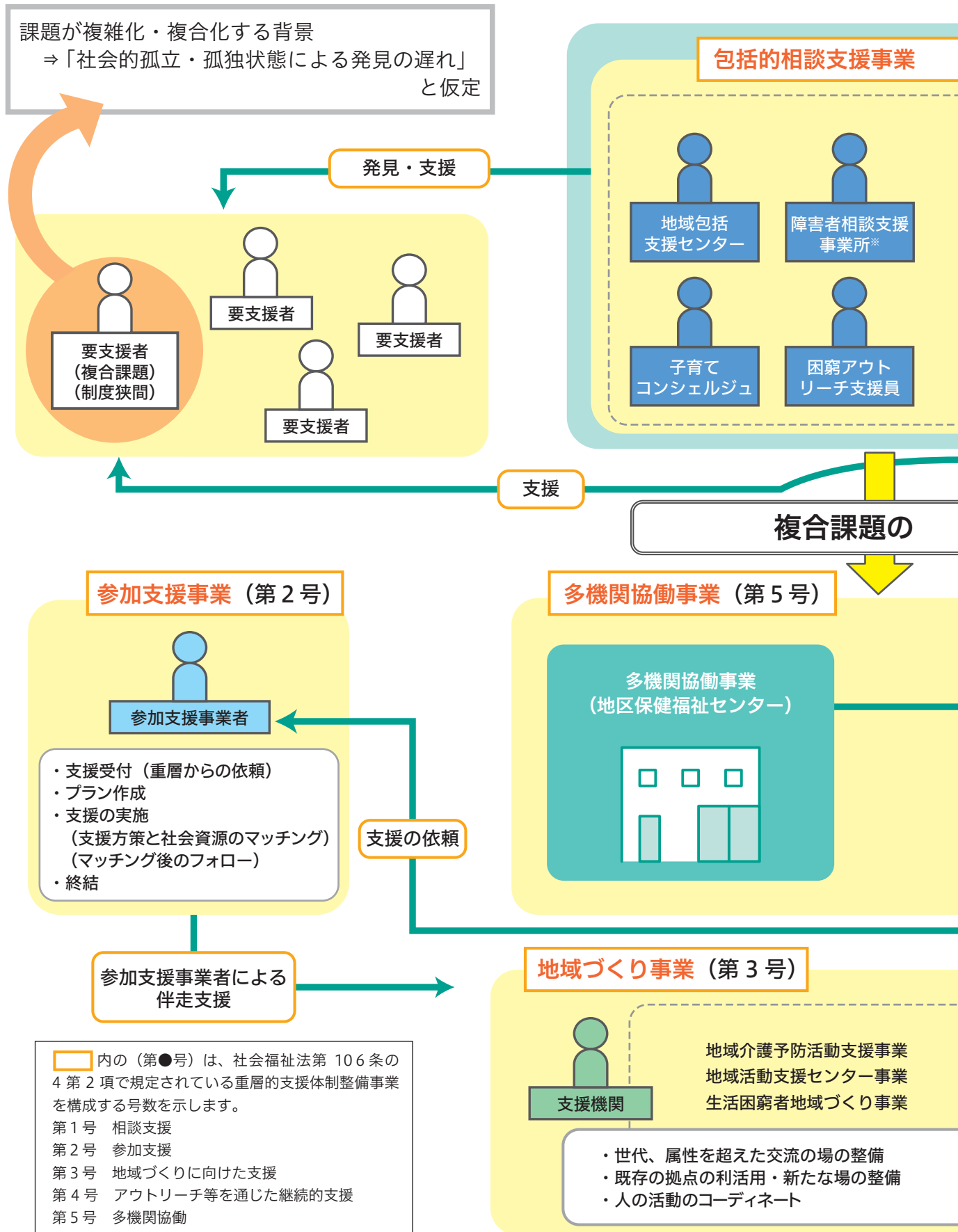
※いきいきネット相談支援センター:

地域の相談員であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置している。

※伴走型の支援:

深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。支援の機能としては、必ずしも課題解決を目的とはしておらず、「課題解決型支援」とともに「支援の両輪」として一体的に行われることが求められる。

■ 重層的支援体制整備事業の全体イメージ



▲ 図中に表記している支援機関や地域住民、団体の活動等がその枠内に留まることを示しているのではなく、必要な支援の状況等によって、活動の場が変わることがあります。

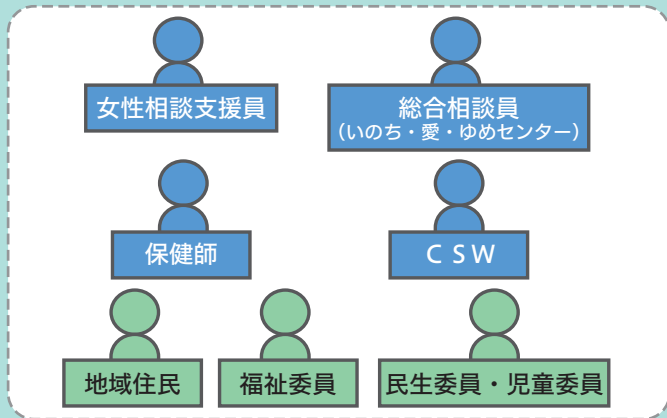
断らない相談支援

(第1号)

(重層事業を構成する4分野)
 地域包括支援センターの運営
 障害者相談支援事業
 利用者支援事業※
 生活困窮者自立相談支援事業

- ・各事業の実施
- ・多機関協働事業者へのつなぎ
- ・重層的支援会議の参加
- ・多機関協働事業による支援が行われている際の連携
- ・多機関協働事業終了後のつなぎ戻し

その他関連事業 (一例)



地域において、活動上や住民からの相談などにより、要支援者となる方の情報を受けることがあるため、支援会議等にも必要に応じて関わることがあります。

支援依頼 (つなぎ戻し)

地区保健福祉センター所長 (調整者)

主催・運営

支援会議又は重層的支援会議

- ・課題の解きほぐし、役割分担
- ・相談受付
- ・アセスメント※
- ・終結の判断

支援の依頼

アウトリーチ等を通じた
 継続的支援事業
 (第4号)

重層アウトリーチ支援員

- ・要支援者の把握
- ・支援者との関係性構築
- ・家庭訪問、同行支援
- ・プラン作成

ポイント

- ①チーム支援
- ②伴走型支援によるオーダーメイドの支援
- ③「社会的孤立・孤独の解消」に向けた地域へのつなぎ戻し
- ④「発見」から「地域へのつなぎ戻し」までの一体的実施

※障害者相談支援事業所:

相談支援専門員が電話・面接・訪問などにより、障害者及びその家族の様々な相談を受け、福祉サービスの利用援助や専門機関の紹介、療育相談などを行う機関。指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・障害者相談支援センターをまとめて呼ぶ場合の呼称。

※利用者支援事業:

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように必要な支援を行う事業。

※アセスメント:

利用者や家庭の情報、環境などの利用者の状況を把握し、日常生活の評価から希望する生活や課題等を把握すること。

生活支援体制整備事業
 地域子育て支援事業
 その他関連事業

地域住民等

- ・支援の展開
- ・人がつながり、関係性を深めるための場 (プラットフォーム) の設定、展開

茨木市いのち支える自殺対策計画(第2次)の概要

■いのち支える自殺対策計画(第2次)の概要

いのち支える自殺対策計画を、総合保健福祉計画の分野別計画の一つとして位置付けるとともに、国や府の方針等を踏まえ、これまで進めてきた基本施策や重点施策等を見直し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために定めるものです。

■計画のポイント

1 基本施策及び重点施策の見直し

国の「自殺総合対策大綱^{*}」や大阪府の「自殺対策計画」に基づき基本施策及び重点施策を見直しました。

2 いのち支える自殺対策計画(第2次)の計画期間

計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間です。

3 計画の概要(施策体系図)

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす

基本的な認識

- 1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 2 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市域全体で対策を推進する

基本的な方針

- 1 生きることの包括的な支援として取り組む
- 2 市民一人ひとりの問題として取り組む
- 3 社会的要因を踏まえて取り組む
- 4 対応の段階に応じた効果的な対策に取り組む
- 5 自殺の実態に基づき継続的に取り組む
- 6 関連施策との有機的な連携を強化して取り組む
- 7 関係団体、民間団体等との連携・協働に取り組む

重点施策

- (1)社会的な取組で自殺対策を推進する
- (2)関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
- (3)市民のこころの健康づくりを推進する
- (4)自殺対策に関わる人材の育成を推進する
- (5)子ども・若者の自殺対策を推進する
- (6)地域レベルの実践的な取組を推進する
- (7)市民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- (8)精神保健医療サービスを推進する

目標

計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する

^{*}自殺総合対策大綱：
平成19年(2007年)6月に初めての大綱が策定された後、一部改正や見直しが行われ、令和4年(2022年)10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。

■茨木市いのち支える自殺対策計画(第2次)の目標

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する」ことを目標とします。

目標:計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する
 【参考指標(国):令和8年(2026年)の自殺死亡率*を13.0以下とする】
 【参考指標(府):令和9年(2027年)の自殺死亡率を13.0以下とする】

*大綱では自殺死亡率を令和8年(2026年)までに平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させることとし、13.0以下を数値目標としている。(平成27年(2015年):18.5→令和8年(2026年):13.0以下)
 なお、大阪府は令和9年(2027年)に同様の数値目標としている。

資料 自殺の状況

1 自殺者数の推移

(単位:人)

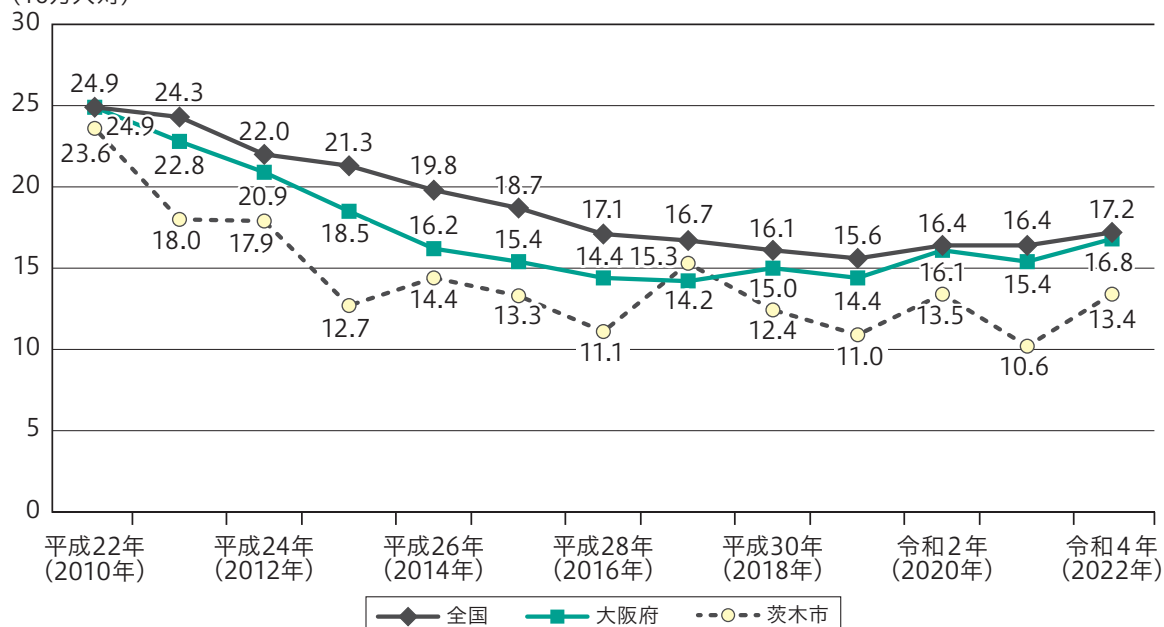
茨木市	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
男	20	21	23	23	21
女	15	10	15	7	17
合計	35	31	38	30	38

出典:警察庁(自殺統計)

*自殺者数は、集計方法の違いのため、出典により数が異なる場合があります。

2 自殺死亡率の推移

(10万人対)



出典:警察庁(自殺統計)

*10万人に対する死亡率の割合

*自殺者数は、集計方法の違いのため、出典により数が異なる場合があります。

※自殺死亡率:

人口で除し、10万人当たりの数値に換算したもの。(計算式:自殺者数÷人口×100,000人)

■主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策(1) 社会的な取組で自殺対策を推進する(【重点施策1】)

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因が複雑に関係していることから、これらの要因に対する支援を充実させる必要があることに加え、自殺未遂者や自死遺族支援の観点からも、各相談窓口等において適切な支援が行えるように、関係各課の連携強化を図る必要があります。

誰も自殺に追い込まれることがないように、自殺の背景にある様々な社会的要因に対して、社会全体の自殺リスクを低下させる取組を推進します。

主な取組

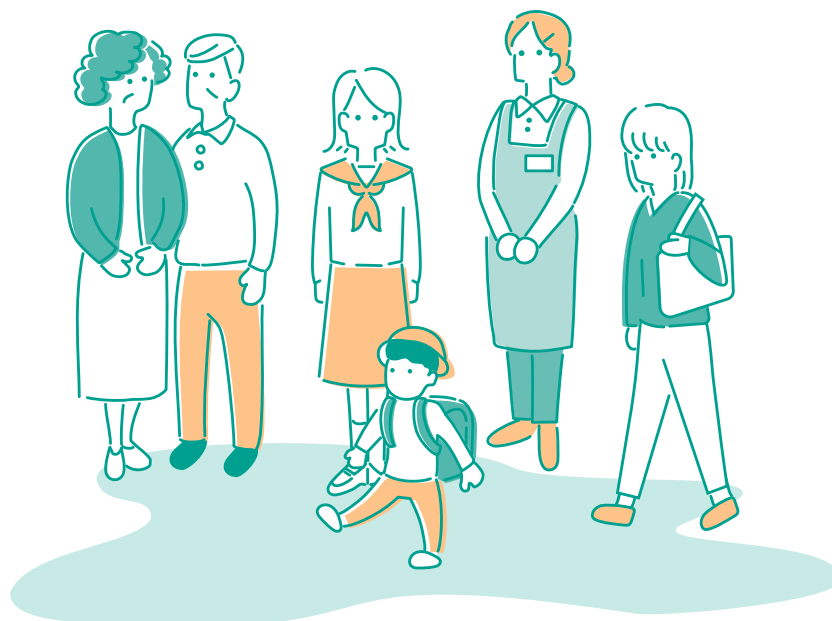
- ①地域における相談体制の整備
- ②児童虐待や性犯罪・性暴力への被害者の支援
- ③孤独・孤立*対策
- ④自殺未遂者及びその家族等に対する支援

施策(2) 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する(【重点施策2】)

自殺対策を総合的に推進するため、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連施策との有機的な連携や、自殺対策に取り組む民間団体等と協働し、効果的・効率的な対策を推進します。

主な取組

- ①庁内・庁外における連携
- ②自殺対策に取り組む民間団体と協働
- ③依存症対策



※孤独・孤立:

「孤独」は主観的概念であり、独りぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。(抜粋:孤独・孤立対策の重点計画)

基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策(1) 市民のこころの健康づくりを推進する(【重点施策3】)

市民一人ひとりがこころの健康を保つため、自身の心理的負担(ストレス)に気づき、ストレスとうまく付き合い軽減できるように、ストレスへの適切な対応についての普及啓発、相談窓口の整備などを通じ、市民のこころの健康づくりを推進します。

主な取組

- ①こころの健康の保持・増進
- ②ワーク・ライフ・バランス*の推進
- ③高齢者のこころの健康づくりの推進

基本目標 3 憩える 参加できる 活躍できる

施策(1) 自殺対策に関わる人材の育成を推進する(【重点施策4】)

様々な分野の人に対し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー*」の役割を担う人材の育成を推進します。

また、市職員、関係機関・団体、地域住民等が、自殺を考えている人のサインに気づいたとき、適切な対応につながる取組を推進します。

主な取組

- ①自殺対策に関わる職員の資質の向上
- ②地域におけるゲートキーパー養成の取組

※ワーク・ライフ・バランス:

Work-Life-Balance(WLBと略す)。平成19年(2007年)に内閣府が定めた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定められている。

※ゲートキーパー:

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人の事で、「命の番人」とも位置付けられる。

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策(1) 子どもの自殺対策を推進する(【重点施策5】)

自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増減が大きい傾向にあり、また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、大きな課題と言えます。

若年層の自殺対策について、子どもや若者が自殺に追い込まれることのないように、子どもの自殺対策緊急強化プラン^{*}を踏まえ、関係機関が連携し、きめ細かな取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や不安定な社会経済情勢において顕在化した女性特有の課題を踏まえた取組の推進が必要です。

主な取組

- ①教職員に対する普及啓発、研修の実施
- ②学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備
- ③学校等関係機関と連携した自殺対策
- ④若年層への相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信
- ⑤若者に対する就労支援
- ⑥女性への相談支援

基本目標 5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策(1) 地域レベルの実践的な取組を推進する(【重点施策6】)

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」や、いのち支える自殺対策推進センター^{*}から提供される「地域自殺対策政策パッケージ」や「地域自殺実態プロファイル」等の調査・分析結果に基づき、自殺対策の実践的な取組を推進します。

主な取組

- ①地域におけるネットワーク構築
- ②地区保健福祉センターからの情報提供

施策(2) 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す(【重点施策7】)

市民一人ひとりが、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることについて理解し、身近にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、見守ることができるように、自殺対策に関する普及啓発を推進します。

主な取組

- ①自殺に関する正しい知識の普及啓発
- ②精神疾患等に関する理解の促進
- ③自殺予防週間^{*}と自殺対策強化月間^{*}における普及啓発の強化

※子どもの自殺対策緊急強化プラン：

令和5年(2023年)6月に「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図るためとりまとめられたプラン。

※いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)：

令和2年(2020年)4月1日「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づく厚生労働大臣指定法人のこと。

※自殺予防週間：

自殺対策基本法において、9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と位置付けられ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開する事業を実施するように努めるものとされている。

※自殺対策強化月間：

自殺対策基本法において、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けた。重点的な広報活動の推進等、当事者が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとされている。

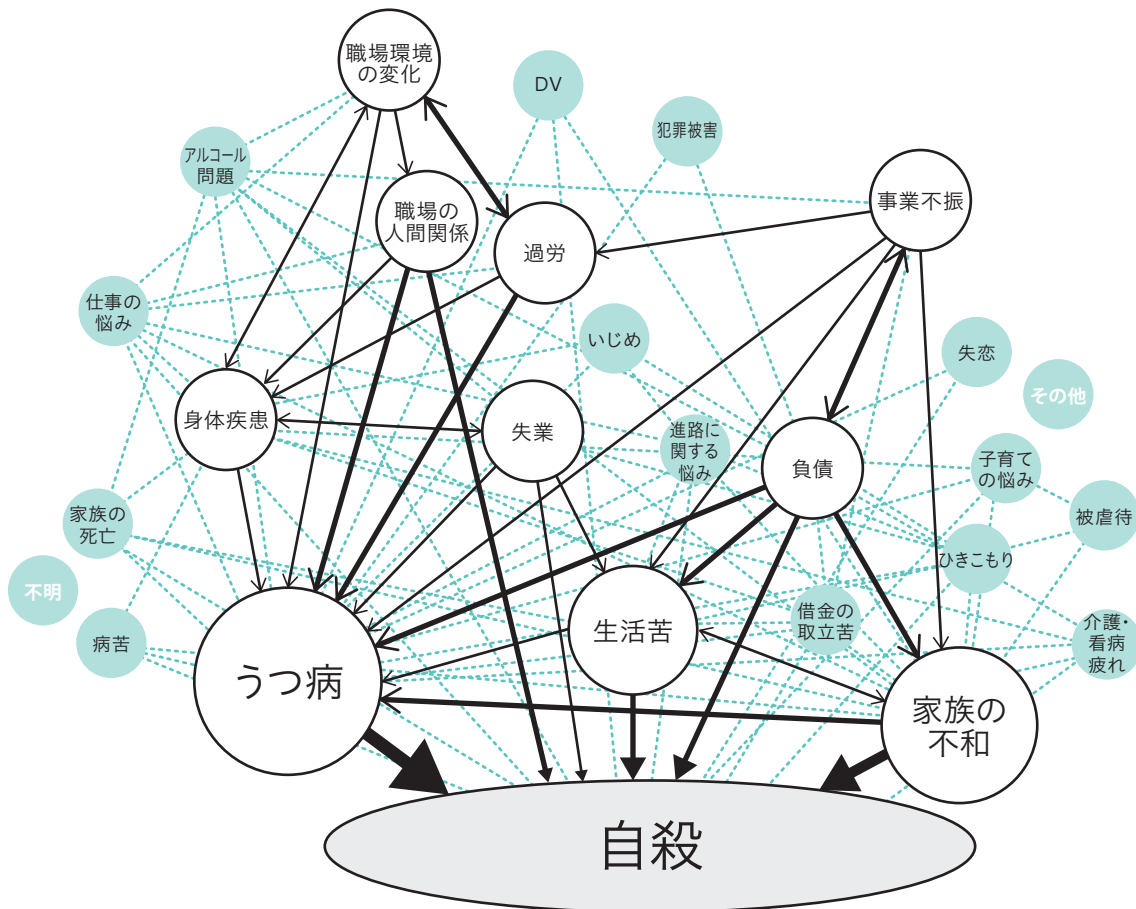
基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する

施策(1) 精神保健医療サービスを推進する(【重点施策8】)

自殺の危険性の高い人の早期把握に努め、必要に応じて精神科医療につなげ、背景にある様々な問題に対して支援できるように、関係機関等の連携を深めるとともに、必要な相談支援等の取組を推進します。

主な取組

- ①精神疾患等によるハイリスク対策
- ②精神科医療情報の周知
- ③地域におけるネットワーク構築



「自殺の危機経路」(NPO 法人ライフリンク)

茨木市民憲章

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年(1966年)11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画(第3次) 分野別計画

いのち支える自殺対策計画(第2次) 【概要版】

令和6年(2024年)3月

発行: 茨木市

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL 072-622-8121(代表)

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp>



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。